

## 工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の運用の拡充について

工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)については、平成 20 年 6 月 27 日に運用を開始したところですが、つぎのとおり運用の拡充を行うこととしましたので、お知らせします。

### 1 対象となる工事資材

鋼材類及び燃料油の他に、原材料費の高騰等の明確な要因により、価格の著しい上昇が認められる主要工事資材

※ 対象資材は、工事の請負代金額に大きな影響(品目ごとに請負金額の 1%以上)を及ぼすもので、価格上昇およびその要因が客観的資料で確認できるものについて協議のうえ判断します。

また、対象資材の数量および単価などを証明する資料の提出が必要です。

### 2 運用開始日

平成 20 年 9 月 17 日

### 3 その他

(1) 工期末が平成 20 年 12 月 31 日以前である工事についての適用申請は、工期満了前であって、かつ、平成 20 年 10 月 31 日までに申請する必要があります。

(2) その他の運用については、鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じます。

### <参考>

「工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について」  
(平成 20 年 8 月 29 日)は[こちら](#)